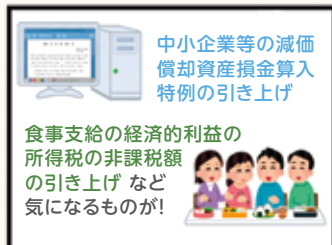


令和8年度の税制改正大綱を 確認しましょう！

毎年年末に発表される税制改正大綱が令和7年も年末に発表されました。今回はそちらを確認してみます。

税制改正大綱って？



岩田 まり子
Mariko Iwata

大阪シティ信用金庫提携の(株)ライオン橋パートナーズ代表取締役。大阪商工会議所セミナー講師などを務める。



税制改正大綱とは？

税制改正大綱とは、翌年度の税制改正をまとめたものです。毎年12月頃に発表されます。年明けにその法案が議論され、



3月頃に可決、4月1日から施行という流れが一般的です。税制改正大綱そのままの内容で決まることが多いですが、あくまでも案ですので、その年度の施行にならないものもあります。税制改正大綱にあがってきた項目はその年度ではなくとも改正される可能性があるものです。税制改正大綱の一部を確認してみましょう。

賃上げ税制の縮小と廃止

令和6年度の税制改正において賃上げ促進税制が強化されました。その一方、足元では賃金



1日以降令和10年9月30日を含む課税期間まで3割特例が新設される可能性が出てきました。これが成立すると個人事業主と法人とで計算方法が変わるといふ特殊な状況が生まれます。

事業承継税制(特例措置)の適用にかかる特例承継計画の提出期限の延長

現状、事業承継税制の特例承継計画の提出期限が令和8年3月31日まででした。

税制改正大綱では、提出期限を令和9年9月30日まで延長する案が出ています。

特例承継計画とは、事業承継税制(特例措置)を適用するために事前に提出するものです。

税制改正大綱では、提出期限の延長には触れられていますが、事業承継税制(特例措置)を適用するための贈与税や相続税の納税猶予期限は、従来どおりの令和9年12月31日のままであることに留意が必要です。

教育資金一括贈与の終了

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、これまでの実態や教育費の無償化等の流れもあり、令和8年3月31日をもって終了となる予定です。



暗号資産の分離課税化

暗号資産に係る課税については健全な取引環境の構築に向けた法整備等の対応を前提に分離課税の対象となり、3年間の繰越控除制度も創設される予定です。



物価高対応の改正

①基礎控除等の改正

令和7年と令和8年のみ限定的に基礎控除等の引き上げがさ

れていま

したが、所得金額別の恒久的な改正が入る可能性があります。

②中小企業等の減価償却資産の損金算入特例額の引き上げ

中小企業等において、今まで取得価額が30万円未満の減価償却資産については損金算入が認められていましたが、この30万円未満が40万円未満に引き上げられる予定です。

③食事支給(食事補助)の非課税限度額の引き上げ

使用者からの食事の支給により受ける経済的利益について、



上昇率がバブル期以来の水準となる高い伸びとなっております。当時の税制改正時と様変わりしていると考えられています。

そのため、令和8年3月31日をもって大企業向けは廃止予定、中小企業等向けは縮小のうえ、令和9年3月31日に廃止が予定されています。

インボイス3割特例の新設

2025年12月号のマネー&ライフでも紹介しましたが、インボイスの2割特例という計算方法は令和8年9月30日を含む課税期間で終了の予定でした。しかし、税制改正大綱で個人事業主に限って、令和8年10月



所得税が非課税とされる当該食事の支給にかかる使用者の負担額の上限が、現行の月額3500円から月額7500円に引き上げの予定です。同時に深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭についても1回あたりの支給額を現行の300円以下から650円以下に引き上げられる予定です。

最後に：

税制改正大綱はこのほか、たくさん項目について言及されています。今回記載させていた部分についてもあくまで予定の段階です。

どの企業においても何かしらの変更が生じてくる可能性があります。変更に伴い、変更内容と変更時期に注意しましょう。

正式に決定しましたら本コーナーでも改めて紹介させていただきます。